

◆◆◆学校保健（保健室より）◆◆◆

保健室では、児童が健やかで楽しい学校生活を送るために、二測定などの健康診断の実施、ケガや病気の応急手当など、心身の健康に関わる指導や支援を行っています。

健康診断

学校保健安全法に基づいて、主に4月から6月にかけて行います。主な目的は、①からだがどれだけ大きくなっているかを知るため、②隠れている病気を見つけ、なるべく早く治すため、③健康の大切さを知って自分のからだを見つめ直すための3点です。

学校で行われる健康診断は「ふるいわけ検査（スクリーニング検査）」と呼ばれるもので、病気の疑いを見つけ出すことを目的としています。病院とは違って、診断を出すことはできません。他にも、二測定（各学期：全学年）、心臓検診＜心電図＞（1学期：1年生）等があります。

健康診断で病気の疑いが見受けられた場合は、「検診結果のお知らせ」「受診勧告書」などでそのつど個別に連絡します。それを持参し、医療機関を受診してください。受診後は、医療機関からの報告書を学校に提出してください。なお、健康診断の結果は一覧にして記入してお知らせをしています。

けがや病気のときは？



●体調が悪いとき

からだの状態や生活の様子などから、症状の程度および要因を判断し、必要に応じて安静に休ませて経過観察をします。その後も体調がよくなる場合は、保護者の方に連絡をとり、お迎えに来ていただき下校します。なお、保健室は医療機関ではありません。薬の投与をはじめとする医療行為はできません。

お子さまの健康面で何か気になることがありましたら、養護教諭または担任までご相談ください。一緒に考えていきたいと思えます。

●けがをしたとき

学校でけがをしたときは、保健室で応急手当を行い、その後の状態を経過観察します。

緊急に医療機関の受診を要すると判断した場合は、学校から医療機関へ直接行きます。その際は、保護者の方に連絡をとり、けがの状況の報告と受診先について相談させていただきます。保護者の方にも搬送先へ来ていただきます。学校で行うのはあくまでの応急手当ですので、その後の手当、治療はご家庭で行ってください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

授業中や休み時間、登下校、校外活動（社会見学・遠足・宿泊行事）課外クラブなどの学校管理下で起きたけがなどにより医療機関を受診された場合に、医療機関へ書類を提出していただき申請後に給付金が支給される制度です。吹田市立小中学校の児童・生徒は、全員加入し、毎年契約を結びます。掛金は保護者と吹田市が等分して負担しています。

欠席と連絡方法

病気や家の都合で休むときは必ず学校へ連絡してください。遅刻の場合も連絡してください。連絡方法は、アプリケーション「さくら連絡網」や、急を要する場合は電話でお願いします。なお、連絡帳の場合は、きょうだいや近所の児童等に預けてください。

安全カード

このカードは、お子さまに何かあったとき、適切な対応ができるよう学校に保管しておくものです。かかりつけの病院や緊急時の連絡先、健康状態などについて記入していただきます。

また、学校から緊急に医療機関に受診する際に持参します。保険証番号をご記入いただきますが、これは保険証の提示がされるまで医療機関が参考にされるものです。保険診療を受けるためには保険証等の原本提示が必要です。

緊急連絡先や勤務先等の電話番号が変わった場合は、速やかにお知らせください。外出の際にも連絡が取れるようにしておいてください。保護者の同意がなければ、医療機関で処置してもらえないこともあり、治療の手続きが遅れることになります。

自宅・勤務先・携帯電話など
緊急の際の優先順位でお書きください。
★番号順に連絡をとります。

保険証の表紙の通りに、お書きください。
保険証が変わったときは、速やかにお知らせください。

給食の提供の有無に関わらず、アレルギーは、**薬物・食物**ともに全てご記入ください。

裏面に学校から家までの地図をお書きください。

安全カード		吹田市立 小学校	
フリガナ	性別	生年月日	
年 組 番		年	月 日
児童名			
保護者名	児童との関係		
現住所	吹田市	自宅	—
① 連絡先(優先順位で記入)	名前	児童との関係	自宅
	自宅・勤務先()		携帯
②	名前	児童との関係	自宅
	自宅・勤務先()		携帯
③	名前	児童との関係	自宅
	住所		携帯
	名前	児童との関係	自宅
	住所		携帯
健康保険	全国健康保険協会	組合	共済
	船員	国保	無
健康保険証	健康保険証	記号	
	保険者番号		番号
既往症	はしか	みずぼうそう	おたふくかぜ
	ぜんそく()	川崎病	腎臓病
		心臓病	結核
よく訴える症状	(病)直腸		
アレルギー	食物アレルギー	ある()	ない
	薬物アレルギー	ある()	ない
かかりつけの	内科	外科	歯科
医院・病院	診	診	診
本校に在学する	年 組 名前	年 組 名前	
兄弟姉妹	年 組 名前	年 組 名前	
医師や学校に知って			
もらいたいこと			
記入上の注意	<ul style="list-style-type: none"> このカードはお子様の身に急を要するとき、早く処置できるように学校に常備しておくものです。正確にお書きください。 連絡先の①②③は、緊急の際の優先順位でお書きください。 住所、勤務先、電話番号(自宅電話や携帯電話等)、健康保険証の変更は、すみやかに学校へお知らせください。 学校では、この安全カードを④扱いとし、緊急時のみ使用します。 裏面に学校から家までの地図をお書きください。 		

学校において予防すべき感染症および出席停止期間

下記の感染症にかかった場合、学校での蔓延を防ぐために出席停止の措置を取ります。お子さまの病状の悪化を防ぐためにも大切なことです。なお、欠席扱いにはなりません。

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるもの）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるもの）	治癒するまで

	感染症の種類	出席停止期間
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消えるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えた後、2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
但し、病状により学校医その他の医師が、感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。		

	感染症の種類	出席停止期間
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※新型コロナウイルス感染症は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止となります。